

FC 沼津 規約

第 1 条〔名称及びチーム代表者〕

1)本クラブは FC 沼津と称す。

第 2 条〔所在〕

1)本クラブは、静岡県沼津市下香貫八重 73-10 に主たる事務所を置く。

第 3 条〔目的〕

- 1)本クラブは、サッカーを通じて努力の大切さを理解し、サッカーに真摯に打ち込むことで、青少年の精神及び身体の健全な育成を図る。
- 2)地域との関わりや、人との関わりを大切にし、地域でのボランティア活動にも積極的に参加し、常に感謝の気持ちを持てる人間性を身につけることを目指す。
- 3)ピッチ内外に問わず様々な経験をさせることで、子供の感受性を豊かにし、自分自身で考え行動出来る人材の育成を目指す。

第 4 条〔指導方針〕

- 1)本クラブは、チームスポーツから学べる協調性の重要性や、サッカーを心から楽しめる指導を目指す。
- 2)努力の大切さを学ばせるため、成功体験と課題のバランスをとり、一人一人の成長を促し、子ども自身が直向きに努力することの大切さを理解出来る指導を目指す。
- 3)サッカーにおける 個人戦術の指導と、適切な判断のもと発揮できる技術の習得が出来る指導を目指す。
- 4)文武両道を重視し、社会に出ても活躍できる人材育成をする。

第 5 条〔資格〕

本クラブに入会するものは、次の事項を満たさなければならないものとする。

- 1)本クラブの目的に賛同し、本規約に同意及び遵守できるもの。
- 2)スポーツを行うことが出来る健康状態であるもの。
- 3)ジュニアユース(チームの場合)は、本クラブの選手としてチーム加盟登録を行えるものとする。

第 6 条〔入会手続き〕

- 1)所定の入会届に必要な事項を記載し提出する。
- 2)クラブの定める手続きを終え、費用の納入が完了し、本クラブが入会を認めたもの(以下会員という)は、個別に定められた練習日から本クラブに参加することが出来るものとする。

第 7 条〔入会金・年会費・月謝〕

- 1) 会員は、入会金・年会費・月会費を納入しなければならない。
- 2) 入会金・年会費は入会申込時に納入しなければならない。
※その後年度毎の更新の際に納入すること。
- 3) 月謝は毎月口座振替にて所定日(参加日)に納入しなければならない。
※遅延や滞納が続くものは、会員の資格を剥奪することとする。
- 4) 一旦納入した入会金・年会費・月会費は、理由の如何を問わず返金は受け付けないものとする。
※但し、本クラブがやむを得ない事由に基づくと認められた場合は、この限りでない。
- 5) 退会を希望する者は、退会希望日の属する月までの月会費を納入しなければならない。
- 6) 年会費または月会費を変更する場合は、2ヶ月前までに予告するものとする。

第 8 条〔クラブ参加に際しての遵守事項〕

会員は次の事項を厳守しなければならない。

- 1) フェアプレー精神の基、会員同士がサッカーを真剣に打ち込み、楽しめる環境を持続出来るよう努めること。
- 2) 本規約を遵守するとともに、指導者の指示に従わなければならない。
- 3) 秩序を守り文武両道に努める努力をすること。
- 4) 学業・練習に打ち込めるよう生活面においても規則正しい生活を心掛けること。
- 5) 他のクラブへの二重登録はしないこと。(チームの場合)
- 6) 入会に際し、「加入承諾書・誓約書」を本クラブに提出すること。
- 7) 本クラブの諸規則を遵守すること。

第 9 条〔禁止事項〕

会員は、次の事項に該当する行為を行ってはならない。

- 1) 本クラブの内部事情(練習の内容等)を第三者に開示する行為。
- 2) 本クラブの秩序・風紀を乱す行為。
※他選手へのいじめや侮辱行為が認められた場合、協議し退会していただくこともあります。
- 3) 本クラブの名誉または利益を害する行為。

第 10 条〔保険〕

- 1) 会員は、入会と同時にスポーツ安全保険に加入する。
- 2) 前項の保険に要する費用は、第 7 条に含むものとする。
- 3) 保険加入手続は、本クラブが一括して代行して行うものとする。

第 11 条〔負傷時の処置〕

クラブの活動中・移動中における事故・怪我についての対応。

- 1) 応急処置は原則チームで行うものとする。
- 2) 怪我の損傷がひどいと判断した場合により、医療機関へ搬送し保護者へ連絡するものとする。
- 3) 補償はチームで加入しているスポーツ保険にて行うものとする。

第 12 条〔休会・退会〕

休会や退会を希望する場合には、次の事項を遵守しなければならない。

- 1) 休会及び退会を希望する者は、希望する月の前月 15 日までに理由を本クラブに提出し、了承を得た場合のみ認めるものとする。

※怪我や入院などやむを得ない理由で長期休会する場合も届け出る必要があります。

第 13 条〔除名〕

次の事項に該当するものは除名とする。(除名を通告された者は原則再入会をすることは出来ない。)

除名を決定する一切の権限は本クラブにあり、それに対する意義・申立ては一切受け付けないものとする。

- 1) 会員による逮捕・傷害事件等の処罰を受けた者。
- 2) 本クラブの活動に著しく支障をきたすと判断された者。
- 3) 著しく公序良俗に反した者が、保護者との面談を経ても改善される見込みがないと判断された場合。

第 14 条〔閉鎖〕

1) 本クラブは、社会情勢の変化及びその他本クラブの継続を困難とする事由が生じた場合には 2 カ月前に予告することにより、協議のもと閉鎖することができる。

※但し、天災・地変その他の不可効力により本クラブの継続が不可能となったときに限り協議なしに予告をし、閉鎖することができるものとする。

第 15 条〔写真・映像の使用〕

1) 本クラブ活動中に記録された写真、映像、音声に関する一切の権利は本クラブに帰属するものとする。本クラブの広報活動や活動記録のために、公式ホームページやその他の媒体、資料、取材などに使用されることがあることをご入会に際し予めご了承いただくものとする。

第 16 条〔遠征・合宿〕

1) 遠征・合宿にかかる諸費用は会員の負担とする。

第 17 条〔免責事項〕

1) 会員は、本クラブで起きた私物等の盗難、当人同士の喧嘩などによる外傷、移動中に起こり得るその他の事故について、本クラブに何らかの賠償請求をすることはできず、本クラブも一切の賠償を行わないものとする。

第 18 条〔細則〕

- 1) 会員の個人情報本クラブの活動以外に利用はしないものとする。
- 2) より良い練習環境を確保するために、団体登録時・施設使用時に個人情報の開示を要求された場合に限り、必ず事前に会員に相談をするものとする。
- 3) 本クラブに定めのない事項、及び運営上必要な催促は本クラブが別に定めるものとする。

第 19 条〔改正〕

- 1) 本クラブは、必要に応じ本規約を改正する際には会員にその旨を伝え、協議のもと改正をすることができるものとする。
- 2) 本規約に定めのない事項については、本クラブが必要に応じ会員にその旨を伝え協議の後細則を定めることができるものとする。

第 20 条〔施行〕

- 1) 本規約は、2023 年 4 月 1 日から施行するものとする。